

(別紙1) 令和4年度 臼杵市よりよいまちづくりアンケート 問2 語句説明

まちづくりアンケートの『問2. 市の取り組みの満足度と必要度についておたずねします。』(2～5P)にご回答いただく際に、説明が必要な語句を以下の通りまとめています。必要に応じて、回答の際に、ご利用ください。
なお、アンケートの本文中では、対象となる語句に「※」印をつけています。

項目	質問No.	掲載ページ	語句	説明
『健康福祉』	1	2	健康マイレージ	市民の健康づくりを応援し健康寿命を延ばすことを目的に実施している事業。 健診受診や運動などの健康づくりに取り組み、ポイントを貯めた方に抽選で商品券が当たります。
『健康福祉』	2	2	うすき石仏ねっと	病院、歯科医院、調剤薬局、介護施設、消防署などの参加施設の間で、病気、薬、検査結果などの情報を共有するシステムです。無駄の少ない安全で質の高い医療・介護サービスの提供を目指しています。 臼杵市医師会、臼津薬剤師会、臼津歯科医師会、臼杵市などで構成する「うすき石仏ねっと運営協議会」が運営しています。
『健康福祉』	2	2	在宅医療と介護の連携	医療や介護等の関係者が課題を共有し、つながりを深めることで切れ目のない支援が提供できる体制を整え、より安心して暮らせる臼杵市を目指す取り組みです。
『健康福祉』	4	2	ちあぼーと	子どもと保護者など、子育てにかかわる方が気軽に立ち寄れる場を提供し、妊娠期から18歳までの様々な相談にワンストップで切れ目のない支援を行う、臼杵市子ども・子育て総合支援センターの愛称。 子どもたちとパパママの遊び・集いの場や子どもに関する手続きの場などとして利用することができます。 所在地：臼杵市大字臼杵72番50(臼杵市役所臼杵庁舎横)
『健康福祉』	5	2	家庭教育学級	臼杵市教育委員会が実施する、親育てを目的とした学習の場。様々な体験を通してともに成長する場となる乳幼児期家庭教育学級として、臼杵地域の「にじっ子」、「乳幼児とママのヨガ教室」、「ほっとプレイス」、また野津地域の「SKIP!(スキップ)」を実施しています。
『健康福祉』	6	2	お達者長生きボランティア制度	臼杵市が市内の満65歳以上の方を対象として、ボランティア活動を通じて地域貢献を支援するとともに、自身の介護予防・健康増進を目的に実施している事業。 介護保険施設や児童関連施設、自治会などの受入対象施設で実施した、ボランティア活動に対し、ポイントを付与します。そのポイントは、年に一度換金することができます。
『健康福祉』	6	2	老人クラブ	地域を基盤として様々な活動を行う高齢者の任意団体。 臼杵市では、社会奉仕活動、教養講座、健康増進運動に活躍している市内の老人クラブに対し、活動費の助成を行っています。
『健康福祉』	6	2	高齢者サロン	地域住民が主体となって運営・参加を行い、高齢者であればだれでも参加できる地域交流の場。 臼杵市では、介護予防事業のひとつとして、高齢者が住み慣れた地域で生き活きと過ごすことのできるよう支援しています。

項目	質問No.	掲載ページ	語句	説明
『健康福祉』	7	2	介護予防・日常支援総合事業	臼杵市又は臼杵市地域包括支援センターが窓口となって、要支援者の方や介護予防などを必要とする方を対象に、自立した生活が送れるよう、効果的で効率的な支援ができるよう、その方の状態にあわせた様々なサービスを提供する事業。
『健康福祉』	8	2	「カラフルカフェ」	年齢・性別、障がいの有無に関係なく、みんなで楽しく時間を過ごすことのできる交流カフェ。臼杵市では、障がい福祉相談支援事業所等へ委託し、人との交流が活発な地域づくりや、余暇活動の場づくり、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めています。
『健康福祉』	9	2	成年後見制度	認知症等により判断能力が不十分となった方の財産管理や身上保護、意思決定を支援する制度。 臼杵市では、成年後見制度の利用促進のため、臼杵市社会福祉協議会へ委託し、臼杵市市民後見センターを設置。後見に関する相談や申請の受付等を行うとともに、利用者に寄り添う市民後見人の養成を進めています。
『地域の絆』	10	2	地域振興協議会	地域内の団体が世代や立場等の枠を超えて連携して活動していくため、地域内の既存の様々な活動団体(自治会、子ども会、スポーツ少年団、青年団、女性の会、消防団、老人会など)をひとまとめにした組織。
『地域の絆』	11	2	空き家バンク	空き家(・空き地)を有効活用し、定住促進による地域の活性化を図ることを目的に、臼杵市が運用している制度。 市内の空き家(・空き地)の所有者から登録の申込みを受け、登録された物件情報を臼杵市のホームページなどで、移住・定住の目的で利用を希望する方に情報提供し、利用促進を支援する仕組みです。
『防災』	12	3	自主防災組織	災害対策基本法に規定された地域住民による任意かつ自発的な防災組織。 平時より、訓練や研修などを通して住民相互の連帯を深め、地域内の防災知識の普及啓発や防災訓練などを行い、災害発生時には、初期消火や避難誘導、避難所運営などの役割を担います。
『防災』	13	3	防災士	自助、互助、協働を原則として、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人。 防災士の認定は、日本防災士機構という組織で行っており、臼杵市では、令和4年4月時点724名の方が防災士として登録されています。
『防災』	13	3	ジュニア防災リーダー	臼杵市が実施する防災に関する知識や技術習得のための研修を受け、認定された市内の中学生。災害対応能力を身につけ、責任感や連帯感を養い、家庭や学校において防災啓発などを行うことを目的としています。
『防災』	14	3	ハザードマップ	自然災害の被害が想定されるエリアや避難する場所などを表示した地図。自然災害の内容に応じて想定される被害が異なるので、ハザードマップは災害種別ごとに作成しています。 臼杵市では、防災マップ(洪水・土砂・高潮・津波ハザードマップ)、土砂災害ハザードマップ、ため池ハザードマップ、地震ハザードマップ、内水ハザードマップを作成しています。

項目	質問No.	掲載ページ	語句	説明
『産業・観光』	17	3	野津東部工場用地	企業誘致をする目的で、臼杵市が所有している野津地域にある土地。 所在地； 臼杵市野津町大字老松 外 分譲予定面積； 186,800㎡
『産業・観光』	20	3	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化が進行する中、地域外の人材を積極的に誘致し、地域活動などに積極的に関わってもらい、3年間の活動後には定住を図ることで、地域力を向上させることを目的とした制度です。 臼杵市では、令和4年7月1日現在、有機農業隊員3名、移住定住や文化芸術などを担当する一般隊員4名の計7名を採用しています。
『産業・観光』	20	3	「ほんまもん農産物」	臼杵市土づくりセンターの「うすき夢堆肥」等の有機質肥料を使用して土づくりを行い、かつ化学肥料及び化学合成農薬(有機農産物の日本農林規格(平成12年農林水産省告示第59号)別表1又は別表2に掲げるものを除く。)を使用していない圃場を臼杵市長が独自に認証し、そこで生産されたすべての農産物。
『産業・観光』	22	3	「うすきの地もの」	臼杵の風土・自然循環の中で育まれた資源・食材を活用し、使う人・食べる人のことを考え大切に作られた魅力あるこだわりの加工品として、臼杵市が認証した商品。 認証した商品を、市内外に発信することにより、地産地消の促進と地域産業の活性化、「食」による観光の振興をめざします。
『産業・観光』	22	3	6次産業化	1次産業(農林漁業)、2次産業(製造業)、3次産業(小売業等)を総合的かつ一体的に行うことで、豊かな地域資源を活用し、新たな付加価値を生み出す取り組み。
『学び』	25	4	ICT	ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、コンピュータやインターネット等の情報通信技術のこと。 ※臼杵市では、文部科学省が提唱するGIGAスクール構想に基づき、令和2年度に、校内情報通信ネットワーク環境の整備や児童・生徒1人1台の端末(タブレット)の配備を完了したことから、令和3年度からは、授業や家庭学習におけるICTの効果的な活用に取り組んでいます。
『学び』	27	4	うすきふれあい学校	小・中学校では、週休日および祝日を活用し、学校・家庭・地域の連携により子どもたちの授業や体験活動、行事などを一緒に企画・実践することを通して、学校・家庭・地域のふれあいを深めています。
『学び』	28	4	「ひとり1スポーツ」	市民ひとりひとりが生涯にわたり、日常生活の中で実施できるスポーツを1つは持つことにより、自ら進んで健康づくり、体力づくり、地域づくりの実現を図る取り組み。 その実現のために、臼杵市ではいつでも、どこでも、だれでも気軽に取り組めるウォーキングや軽スポーツなどの普及促進とともに、スポーツ団体等と連携し、地域におけるスポーツ活動を推進しています。

項目	質問No.	掲載ページ	語句	説明
『学び』	30	4	まなびりすと	臼杵市が作成した生涯学習指導者の一覧。 まなびりすとに掲載された人たちの今まで身に着けた知識や技術を、地域や次世代に継承し、自分たちの生きがいつくりに役立てるとともに、市民が学ぶ場を設ける際の指導者を探しに活用することができます。
『学び』	31	4	移動図書	市内地区公民館や地域振興協議会などの活動の拠点に図書の貸出を行い、市内のどこに住んでいても市立図書館の本を読むことができるようにする取り組みです。令和4年度では、地区公民館等12ヶ所で実施しました。
『学び』	33	4	臼杵っこガイド・学芸員	「臼杵っこ検定」に合格した子どもたちの希望者が、さらに講習を受けることで、臼杵市から認定されたガイド(小学校6年生～中学校3年生)。国宝臼杵磨崖仏を学び、ガイドする「臼杵っこガイド」と臼杵市歴史資料館の展示物などを学び、案内する「臼杵っこ学芸員」があり、イベントなどで一般の観光客などを案内します。 「臼杵っこ検定」は、臼杵市教育委員会が臼杵の歴史を学べる冊子として発行している「ルート18」で、学んで成果を検定するものです。
『社会基盤』	37	5	コミュニティバス	地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバス。 臼杵市では、病院、買い物施設、公共施設等がある市内中心部を循環する市内循環線(ふぐバス)をはじめ、9つの路線についてコミュニティバスを運行しています。
『生活基盤』	47	5	環境出前講座	市内の学校や地区公民館及び各種団体などに、臼杵市の職員や大分県環境教育アドバイザー、九州電力などが出向いて行う、環境問題やエネルギー問題などについて行う講座。 令和3年度は、市内幼稚園を対象にした出前講座、小学生向けに清掃センターの施設見学を実施しました。
『生活基盤』	47	5	バイオマス産業都市構想	地域のバイオマスを活用した産業創出や地域循環のエネルギーの強化により、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした、環境に優しく災害に強いまちづくりを目指す構想。バイオマスとは、再生可能な動植物由来の有機性資源のことで、木質、食品廃棄物、下水汚泥、家畜排せつ物などがあります。
『生活基盤』	52	5	消費生活センター	消費生活センターとは、地方自治体が設置する相談窓口です。臼杵市消費生活センターでは、専門の相談員が訪問販売や電話勧誘販売、インターネット販売、多重債務等の消費生活等に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあっせん等を行っています。また、地域や学校に出向き出前講座を実施しています。

